

| B. 事業創造、雇用拡大   | 関係府省等  | 対応状況   | 主な成果                             | 課題 | これからの取り組み  |
|--|--|--|----------------------------------|----|--|
| <b>イ. 税制改革</b>   |  |  |                                  |    |  |
| <p>(1) 人間力戦略<br/>(高齢者、女性、若者等<br/>が、ともに社会を支える制<br/>度の整備)<br/>NPO活動促進のための、<br/>現行NPO税制の認定要件<br/>の見直しを検討する。</p>             | <p>財務省・総務省・内閣府・経済産業省・文部科学省・環境省・厚生労働省・国土交通省</p> | <p>・平成15年度税制改正において、認定NPO法人制度におけるパブリックサポート等の認定要件を緩和するとともに、認定NPO法人についてみなし寄附金制度の導入を実施することとしている。</p>   | <p>第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。</p> |    | <p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。</p> |
| <p>(2) 技術力戦略<br/>(戦略分野への選択と集中)<br/>試験研究税制、IT・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。<br/><br/>(産業力強化のためのIT化促進)<br/>IT投資促進税制措置の見直しを検討する。</p> | <p>財務省・総務省・内閣府・経済産業省・環境省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省</p> | <p>・平成15年度税制改正において、研究開発減税として、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設、産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設、中小企業技術基盤強化税制の拡充を行うとともに、設備投資減税として、ソフトウェアを含むIT投資促進税制・開発研究用設備の特別償却制度の創設等を実施することとしている。</p> | <p>第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。</p> |    | <p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。</p> |

|  |                              |   |  |   |  |
|--|------------------------------|---|--|---|--|
| <p>(3) 経営力戦略<br/>(起業の促進・廃業における障害の除去)<br/>民間投資家に係る創業支援制度の整備を行う。</p> <p>(企業・産業の再編、経営のあり方)<br/>連結税制を整備する。</p> <p>(直接金融市場の整備)<br/>金融資産課税の見直しを検討する。</p> | <p>財務省・総務省・経済産業省・金融庁・内閣府</p> | <p>・平成15年度税制改正において、エンジェル税制について、現行の優遇措置の要件緩和を行うとともに、新たに、ベンチャー企業(特定中小会社)への投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除する等の措置を講ずることとしている。</p> <p>・連結納税制度については、平成14年度税制改正において実施済み。</p> <p>・平成15年度税制改正において、上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益について、20%源泉徴収で納税が完了する仕組み(申告不要)を導入するとともに、今後、5年間10%の優遇税率を適用する。また、公募株式投資信託の償還(解約)損と株式等譲渡益との通算を可能とすることとしている。</p> | <p>第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。</p>   |   | <p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。</p> |
| <p>経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。</p>         | <p>経済産業省</p>                 | <p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>  | <p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p> | <p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に間断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p> | <p>①法案の成立。<br/>②新法の的確な運営。</p>  |

ロ. 歳出改革

|   |              |  |                          |  |   |
|---|--------------|--|--------------------------|--|---|
| <p>関係府省は、ITやライフサイエンス等、高度な知識を要する分野での人材供給を平成14年度から強化することを通じて新分野人材育成を倍増する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>平成14年度補正予算において、IT、バイオ、ベンチャーキャピタリスト、事業再生人材等、高度専門人材の育成促進のための支援措置を新たに確保（89.1億円）。</p> <p>具体的には、各人材分野毎に、スキル標準の策定及びそれに基づく研修カリキュラム等の開発・実証を行うことで、企業や大学等における高度専門人材の体系的育成を支援。</p> | <p>2月上旬から事業を開始したところ。</p> |  | <p>・可能な限り早期に高度専門人材育成に関するスキル標準策定、研修カリキュラム整備等を実施。</p> |
|---|--------------|--|--------------------------|--|---|

|   |              |  |  |   |   |
|---|--------------|--|--|---|---|
| <p>関係府省は、平成15年度から健康寿命の増進のための医療、健康、バイオテクノロジーの科学技術予算等の重点化を図る。</p>   | <p>経済産業省</p> | <p>研究開発の成果が迅速に事業化に結びつき、産業競争力強化に直結し経済活性化に資する研究開発プロジェクトを加速的に推進するため、平成14年度補正予算として以下の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●バイオ・IT融合機器開発プロジェクト<br/>(12.1億)</li> <li>●糖鎖エンジニアリングプロジェクト<br/>(10.8億)</li> </ul> <p>また平成15年度政府原案では、平成14年度から策定した「健康維持・増進のためのバイオテクノロジー基盤研究プログラム」、「健康寿命延伸のための医療福祉機器高度化プログラム」にそれぞれ130億円、31億円を配分。</p> | <p>・研究開発成果が実用化に直結するような経済活性化のプロジェクトの創設と既存プロジェクトの徹底した見直しを実施し平成15年度予算案を作成。</p>  | <p>・研究開発について、目標の達成に向けた着実かつ効率的な実施。</p>   | <p>①第156回国会会期末平成15年度新規プロジェクトについて、NEDOに対し研究開発資金の交付を行い、NEDOにおいて研究開発実施者の公募、採択及び契約を行う。<br/>②平成15年末及び③それ以降継続して研究開発を着実に実施。</p>  |
| <p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成15年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」を実施し、テレワーク推進のための総合的な支援方策を検討。<br/>また、「SOHO・マイクロビジネスの活用を通じた地域活性化の具体的方策に関する調査委員会」を開催し、市町村におけるSOHO・マイクロビジネスの支援施策の実態等に関する調査報告書を作成予定(平成15年3月末)。</p>  | <p>国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して実施した、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」により、テレワーク人口及びテレワーク推進上の課題等のテレワークの実態を明らかにしているところ。<br/>また、工場誘致型の地域産業活性化策に代わり、各自治体において新たな雇用創出の手段としてSOHO・マイクロビジネスが有効であることの認識について調査把握。次年度以降の施策検討に活用すべく、各自治体における現時点の施策内容と施策推進への障壁を調査。</p> | <p>現在進めている「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果等を踏まえて、国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して、テレワークを推進する上での課題と総合的な支援方策について検討していくことが必要。<br/>調査により得られた課題を基礎として、地域活性化の視点に立ち必要な施策を慎重に検討。<br/>具体的には、各自治体において実際にニーズのある支援項目を抽出し施策検討に反映していく予定。</p> | <p>①「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果分析とテレワーク推進上の課題、支援のあり方等をまとめ、シンポジウムで公表予定。<br/>②平成15年度末までに、国土交通省、総務省、厚生労働省と連携して検討したテレワーク支援施策方針に基づき、かつ、パブリックビジネス等、他の政策課題への取り組みとも関連した施策項目を検討。<br/>③平成16年度以降、SOHO・マイクロビジネス支援施策の効果を十分に吟味し、かつ国土交通省、総務省、厚生省と連携しつつ、様々な角度から実効性のある施策を検討。</p> |

|  |                          |   |   |   |   |
|--|--------------------------|---|---|---|---|
| <p>総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。</p>  | <p>経済産業省</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H15年度予算要求において増額要求。</li> <li>・プログラムオフィサーの設置等制度の見直し。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度政府予算案 52.8億円</li> <li>・優れた研究成果が得られ、かつ発展の見込まれる課題を継続するため、2年間延長を可能とした。</li> </ul>  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>②平成16年度予算要求において増額の予定。</li> <li>②独立行政法人化後、機構定員上のプログラムオフィサーを設置予定。</li> <li>②③総合科学技術会議の議論等を踏まえて、制度の見直しを検討。</li> </ul>                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合科学技術会議は、関係府省と協力し、高信頼ソフトウェア基盤開発プログラム、次世代半導体技術等次代の産業基盤を構築するプロジェクトベースの研究開発を推進する。</li> <li>・総合科学技術会議、関係府省が協力して、半導体微細加工技術、燃料電池やマイクロ電池、超微細製造技術、光技術等ナノテク、IT等を応用した基盤的技術の開発や普及を産学官で重点的に推進する。</li> </ul> | <p>総合科学技術会議<br/>関係府省</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省においては、(1)研究開発が実用化に直結するような経済活性化のための研究開発プロジェクト（フォーカス21）を創設し、平成15年度予算政府原案において、367億円を重点投入。また、平成14年度補正予算として、一部プロジェクトを前倒し実施（総額65億円）。</li> <li>(2)国の研究開発投資をライフサイエンス等の重点4分野に戦略的に重点化するとともに、効果的・効率的に推進することを目的として、個々の技術開発プロジェクトを大括り化し、技術開発の具体的な目標設定と成果の市場化までの道筋を示した19の「プログラム」による一元管理を実施。</li> </ul> <p>なお、プログラムについて</p> | <p>平成15年度予算政府原案及び平成14年度補正予算に反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー</li> <li>・情報家電・ブロードバンド・IT</li> <li>・健康・バイオテクノロジー</li> <li>・ナノテクノロジー・材料の4分野について平成14年12月に「産業発掘戦略」を策定。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクトの着実な実施が重要。</li> <li>・「産業発掘戦略」（平成14年12月内閣官房策定）を踏まえて、研究開発プロジェクトを実施することが重要。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>②平成15年末及び③それ以降</li> <li>・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクト等の真に政策的意義の高いプロジェクトを選定するとともに、「産業発掘戦略」を踏まえ、研究開発プロジェクトの効果的・効率的な実施を着実にを行う。</li> </ul> |

|   |       |   |   |                                |  |
|---|-------|---|---|--------------------------------|--|
|   |       | ては、平成15年度予算政府原案において19プログラム全体で1325億円を投入。   |   |                                |  |
| 総務省及び関係省庁は、平成17年度までに世界最高水準の高度情報通信ネットワークを形成し、安全性・信頼性を推進する。 | 経済産業省 | <p>・高安全かつ高信頼な高度情報通信ネットワーク社会の構築に向け、その基盤的技術となるデバイス技術やソフトウェア技術及びネットワークの高度化による恩恵を最大限に享受することを可能とするディスプレイ技術に関する研究開発について、平成15年度予算案を作成。</p> <p>○次世代半導体デバイスプロセス等基盤プログラム【H15年度予算案141億円】</p> <p>○情報通信基盤高度化プログラム【H15年度予算案47億円】</p> <p>○情報通信基盤ソフトウェア開発推進プログラム【H15年度予算案65億円】</p> <p>○次世代ディスプレイ技術開発プログラム【H15年度予算案35億円】</p> | ・研究開発成果が実用化に直結するような経済活性化のプロジェクトの創設と既存プロジェクトの徹底した見直しを実施し平成15年度予算案を作成（事業は15年度のものであるため、今現在具体的な成果を書くことは不能）。 | ・研究開発について、目標の達成に向けた着実かつ効率的な実施。 | <p>①第156回国国会期末・NEDOを通じ研究開発の実施主体を決定。</p> <p>②平成15年末</p> <p>③それ以降</p> <p>・決定された者による研究開発の実施。</p> <p>・事業終了後、当該事業について評価を実施。</p> |

|   |              |   |  |                                       |   |
|---|--------------|---|--|---------------------------------------|---|
| <p>総務省及び関係府省は、第4世代移動通信システムなど、どこでも型、移動型の次世代ITの産学官研究開発を推進する。</p>  | <p>経済産業省</p> | <p>・誰でも場所や時間の制約を受けずにネットワークを通じたサービスを利用できる環境の構築を目指し、その基盤的技術となるデバイス技術やソフトウェア技術及びネットワークの高度化による恩恵を最大限に享受することを可能とするディスプレイ技術に関する研究開発について、平成15年度予算案を作成。<br/>○次世代半導体デバイスプロセス等基盤プログラム【H15年度予算案141億円】<br/>○情報通信基盤高度化プログラム【H15年度予算案47億円】<br/>○情報通信基盤ソフトウェア開発推進プログラム【H15年度予算案65億円】<br/>○次世代ディスプレイ技術開発プログラム【H15年度予算案35億円】</p> | <p>・研究開発成果が実用化に直結するような経済活性化のプロジェクトの創設と既存プロジェクトの徹底した見直しを実施し平成15年度予算案を作成（事業は15年度のものであるため、今現在具体的な成果を書くことは不能）。</p> | <p>・研究開発について、目標の達成に向けた着実かつ効率的な実施。</p> | <p>①第156回国会会期末<br/>・NEDOを通じ研究開発の実施主体を決定。<br/>②平成15年末<br/>③それ以降<br/>・決定された者による研究開発の実施。<br/>・事業終了後、当該事業について評価を実施。</p> |
| <p>「循環型社会形成推進基本計画」を平成14年度末までに策定し、関係府省は、循環型社会に対応した新たなライフスタイル、ビジネススタイルの普及を推進すること等により、静脈産業の育成、グリーン物品の市場拡大等を図る。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・平成14年6月に産業構造審議会において「循環ビジネスの自律的發展を目指して」をとりまとめた。<br/>・平成14年10月に産業構造審議会に産業と環境小委員会を設置。</p>  | <p>・昨年10月に産業構造審議会に産業と環境小委員会を設置し、本年4月頃を目途に環境経営のあり方等について取りまとめを行う予定であり、成果は今後出していくもの。</p>                          |                                       | <p>①平成15年4月頃を目途に環境経営の促進のあり方等について産業構造審議会にて取りまとめを行う。</p>  |

|  |              |   |   |   |  |
|--|--------------|---|---|---|--|
| <p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取り組みを推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を行った。</li> <li>・第154回国会において、自動車リサイクル法が成立し、第一段階の規程が施行（平成15年1月）されたところ。</li> <li>・家電リサイクル法においては、昨年産業構造審議会を開催して、電気冷蔵庫の追加や断熱材フロン対策について審議を行ったところ。</li> </ul> <p>※3Rプログラム：<br/>環境と経済の統合された循環型経済システムの構築を目的とし、3R対策を講じる必要性の高い自動車や家電分野を中心とした実用化技術開発</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコタウン事業において17地域を承認、28施設を整備。</li> </ul>  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①②③3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を引き続き行う。</li> <li>③平成16年末を目途に自動車リサイクル法を本格施行する予定。</li> <li>②家電リサイクル法関係政省令の改正。</li> <li>②資源有効利用促進法における対象業種・製品の見直し等について産業構造審議会にて検討を行う。</li> </ul>  |
| <p>燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。</p>   | <p>経済産業省</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車、住宅用等定置用燃料電池の開発・普及を推進するため、平成15年度燃料電池関連予算案において前年度比約87億円にあたる約307億円を計上したところ。</li> <li>・燃料電池の初期段階の普及が円滑に進むよう内閣官房に設置された「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」において、昨年10月に安全性の確保を前提とした規制の再点検スケジュール等を取りまとめた。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年10月、包括的な規制の再点検をとりまとめたことを受けて、昨年12月2日には当省を含め政府全体で5台の燃料電池自動車の率先導入を世界に先駆けて行った。</li> <li>・これにより、自動車メーカーによる技術開発の加速化を促すとともに、我が国が燃料電池の実用化・普及に向け、積極的な取り組みを行っていることを国内外に発信することができた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池の基本性能の向上<br/>高効率化、低コスト化、耐久性の向上など</li> <li>・燃料開発と燃料供給インフラの整備</li> <li>・基準、標準等のソフトインフラの整備（規制の見直しを含む）</li> <li>・社会的受容性の向上など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①燃料電池自動車、住宅用等定置用燃料電池の開発、普及を促進するため、産学官の適切な役割の下、戦略的技術開発、実証試験、基準・標準等整備事業、普及啓発等の関連施策の強化を図る。</li> <li>②民間が行う水素の安全対策技術の開発を支援し、規制の再点検プロセスに貢献することを目指す。</li> <li>③関係省庁連絡会議に定められた包括的な規制の再点検のスケジュールに沿って、平成17年を目途に検討を着実に進めていく。</li> </ul> |



| 八. 規制改革   |              |  |  |                                  |  |
|---|--------------|--|--|----------------------------------|--|
| <p>総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。</p>   | <p>経済産業省</p> | <p>・H15年度予算要求において増額要求。<br/>・プログラムオフィサーの設置等制度の見直し。</p>  | <p>・15年度政府予算案 52.8億円<br/>・優れた研究成果が得られ、かつ発展の見込まれる課題を継続するため、2年間延長を可能とした。</p>   |                                  | <p>②平成16年度予算要求において増額の予定。<br/>②独立行政法人化後、構設定員上のプログラムオフィサーを設置予定。<br/>②③総合科学技術会議の議論等を踏まえて、制度の見直しを検討。</p> |
| <p>法務省、経済産業省は、平成14年度から、起業コストの見直しの観点に基づき、一定の要件を満たした会社の設立について最低資本金制度の特例を設けるなど会社設立や事業再編の際のコストや手続きを見直す。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>新事業創出促進法を改正し、新たに創業する者について、株式会社の場合は1000万円、有限会社の場合は300万円の最低資本金規制の適用を受けない会社設立を認める等の特例を設けた「中小企業挑戦支援法」が155回臨時国会で成立(1月22日)。平成15年2月1日施行。</p> | <p>平成15年3月14日現在で同法の特例措置の申請件数(全国)は762件。また、同制度を利用しての会社の設立(登記完了)数は198件と着実な実績をあげているところ。また、1/1~1/28までの同法の案内のHp (<a href="http://www.meti.go.jp/policy/minicap/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/minicap/index.html</a>)へのアクセス件数は約16万2千件(経済産業省全体では46万4千件)と高い注目を集めている。</p> | <p>引き続き同制度の円滑な実施及びPRに努める。</p>    | <p>引き続き同制度の円滑な実施及びPRに努める。</p>  |
|   |              | <p>我が国の会社設立手続の電子化・簡素化に係る具体的方策・今後の進め方等について、現在関係省庁(法務省)と検討を行っているところ。</p>   | <p>経済産業省において平成14年内に会社設立における手続の簡素化について、民間シンクタンクを利用し調査研究を行い現状の問題点の深堀等を行ったところ。</p>  | <p>引き続き検討を続けるとともに、なるべく早期に結論。</p> |  |

|  |              |  |  |   |  |
|--|--------------|--|--|---|--|
| <p>経済産業省は、企業組合を創業に活用しやすい制度とするための組合員や組合事業に関する要件を平成14年度から見直す。</p>  | <p>経済産業省</p> | <p>企業組合制度について、組合員として企業や有限責任組合の参加を認めるとともに、企業組合の行う事業に従事しなければならない組合員の比率（従事比率）については2/3から1/2に、企業組合の行う事業に従事する者のうち組合員の比率（組合員比率）について1/2から1/3に、各々要件緩和を行った。<br/>(第155回臨時国会における中小企業等協同組合法の一部改正により措置、平成15年2月1日より施行。)</p> | <p>平成13年度の企業組合設立数は81件、14年度(2月25日現在)は106件と増加傾向にある。</p>                    |   | <p>平成14年度補正予算において企業組合普及・設立のための支援事業(創業・企業経営刷新プラザ)を設立。各地で企業組合の設立支援のためのセミナーや交流会を実施。</p> |
| <p>経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>   | <p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p> | <p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p> | <p>①法案の成立。<br/>②新法の的確な運営。</p>  |

|  |              |   |   |  |  |
|--|--------------|---|---|--|--|
| <p>経済産業省は、平成14年度から、売掛債権担保等保証の推進、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）の活用、中小企業金融におけるミドルリスクマネー供給の円滑化等により資金供給を多様化する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>〈ミドルリスクマネーの供給〉<br/>         中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正を行い、中小企業等投資事業有限責任組合（投資ファンド）の投資対象を、従来の株式会社から有限会社や企業組合にも拡大するとともに、同組合の投資事業の範囲について、従来の株式投資に加え、中小企業が営む事業から生ずる収益の分配を受けるための投資（信託受益権取得等のプロジェクトファイナンス）も可能とした。これらにより、新たな事業活動に挑戦する中小企業等のための資金調達方法の多様化を図ることとした。（「中小企業挑戦支援法」が155回臨時国会で11月15日に成立。平成15年12月16日より一部施行。）</p> | <p>平成10年11月の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の施行以降、同法における組合契約の数は着実に増加してきており、平成14年12月末現在の組合契約の登記数は280となっている。また、先の臨時国会において、同法の一部改正を行い、投資事業の拡大を図ったところであり、有限責任組合に対する出資事業を行う中小企業総合事業団に対しては、既に5件の出資要請（相談含む）があり、うち4件が法改正事項を含むものとなっている。以上を踏まえ、投資ファンドの活動はより一層促進されており、今後益々、新事業に挑戦する中小企業への資金供給の円滑化が図られるところである。</p> |  |  |
|--|--------------|---|---|--|--|

|   |                      |   |   |  |  |
|---|----------------------|---|---|--|--|
| <p>経済産業省は、引き続き電力・ガスの公平かつ透明性の高い供給システムを実現するため、小売の自由化範囲の拡大などの規制改革の徹底を図る。また、経済産業省及び公正取引委員会は引き続き協力して公正な競争環境の整備を図る。</p>                                     | <p>経済産業省、公正取引委員会</p> | <p>我が国電気事業制度の在り方については、平成13年11月より総合資源エネルギー調査会電気事業分科会を開催し、また、ガス事業制度の在り方については、平成14年9月より同調査会都市熱エネルギー部会を開催し、幅広く御審議いただいたところであり、それぞれ本年2月に答申が取りまとめられ、大臣に報告がなされた。また、同分科会及び同部会には公正取引委員会も参加する等、電気事業分野及びガス事業分野における公正な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会は必要な連携を図っている。</p> | <p>電力・ガス事業制度改革については、エネルギーの安定供給の確保と環境への適合を図り、これらの政策目的を十分考慮しつつ、経済構造改革を推進することが重要との結論に達したところ。具体的には、<br/>①電力の広域的な流通の円滑化のための環境整備<br/>②公平性・透明性確保によるネットワーク管理部門の発電事業者等に対する調整機能の確保<br/>③特に電力について、発送配販の一貫体制の維持や卸電力市場の整備など、原子力を含む安定的な電源開発の推進のための環境整備等<br/>④ガスについては、導管網の円滑な整備を促進するための環境整備と有効利用のための仕組みの充実、市場活性化を図るための大口供給・卸供給に係る規則の見直し等を図りつつ、これらの結果、安定供給や環境への適合が図られる範囲内で小売自由化範囲拡大を進めていくことが適当であるとの結論を得た。</p> | <p>電気事業分科会及び都市熱エネルギー部会の報告書に基づき、詳細な制度設計に取り組む。</p>                           | <p>&lt;電気&gt;<br/>・平成16年<br/>現行制度の下で、500kW以上の高圧需要家まで電力小売自由化範囲拡大<br/>・平成17年<br/>新制度の下で、50kW以上の全ての高圧需要家まで電力小売自由化範囲拡大<br/>・平成19年<br/>全面自由化について、その適否も含め、検討開始予定<br/>&lt;ガス&gt;<br/>・平成16年<br/>新制度の下で、年間使用量50万m<sup>3</sup>以上の需要家まで小売を自由化<br/>・平成19年<br/>年間使用量10万m<sup>3</sup>以上の需要家まで小売を自由化</p> |
| <p>総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p> | <p>総務省、関係府省</p>      | <p>・地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議、GISモデル地区実証実験等に参画するとともに、次世代GISに係る標準化を行うなど、GISの普及を推進。<br/>・GISアクションプログラム2002-2005(平成14年2月)に基づく諸施策を実施。</p>   | <p>次世代GISに係る標準化の1要素である「G-XML」規格の実用化・普及を図る「G-XML実用化連絡会」会員企業数(参加自由)が、1200弱に拡大(平成15年1月末時点)。多くの民間GISエンジンにおいて「G-XML」規格への対応開始。複数の自治体で「G-XML」規格に対応したGISの導入を開始。</p>   | <p>・GIS標準化対象モデルの拡大及びGISコンテンツ流通の拡大。<br/>・G-XML以外のGIS関連規格(GML等)推進団体との連携。</p> | <p>①GISコンテンツ流通促進に向け「GISコンテンツ流通推進協議会(仮称)」を発足(平成15年3月13日)し、GISコンテンツ相互流通のための諸課題の検討及びプラットフォームの実証構築。<br/>②G-XMLの国際標準化等次世代地理情報システム標準の検討・普及。</p>  |

|  |              |   |   |  |  |
|--|--------------|---|---|--|--|
| <p>「循環型社会形成推進基本計画」を平成14年度末までに策定し、関係府省は、循環型社会に対応した新たなライフスタイル、ビジネススタイルの普及を推進すること等により、静脈産業の育成、グリーン物品の市場拡大等を図る。</p>                                      | <p>経済産業省</p> | <p>・平成14年6月に産業構造審議会において「循環ビジネスの自律的発展を目指して」をとりまとめた。<br/>         ・平成14年10月に産業構造審議会に産業と環境小委員会を設置。</p>   | <p>・昨年10月に産業構造審議会に産業と環境小委員会を設置し、本年4月頃を目途に環境経営のあり方等について取りまとめを行う予定であり、成果は今後出していくもの。</p> |  | <p>①平成15年4月頃を目途に環境経営の促進のあり方等について産業構造審議会にて取りまとめを行う。</p>   |
| <p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取り組みを推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を行った。<br/>         ・第154回国会において、自動車リサイクル法が成立し、第一段階の規程が施行（平成15年1月）されたところ。<br/>         ・家電リサイクル法においては、昨年産業構造審議会を開催して、電気冷蔵庫の追加や断熱材フロン対策について審議を行ったところ。<br/>         ※3Rプログラム：<br/>         環境と経済の統合された循環型経済システムの構築を目的とし、3R対策を講じる必要性の高い自動車や家電分野を中心とした実用化技術開発</p> | <p>・エコタウン事業において17地域を承認、28施設を整備。</p>   |  | <p>①②③3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を引き続き行う。<br/>         ③平成16年末を目途に自動車リサイクル法を本格施行する予定。<br/>         ②家電リサイクル法関係政省令の改正。<br/>         ②資源有効利用促進法における対象業種・製品の見直し等について産業構造審議会にて検討を行う。</p> |

|  |                        |   |   |   |  |
|--|------------------------|---|---|---|--|
| <p>燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を中途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。</p> | <p>経済産業省</p>           | <p>・燃料電池自動車、住宅用等定置用燃料電池の開発・普及を推進するため、平成15年度燃料電池関連予算案において前年度比約87億円にあたる約307億円を計上したところ。<br/>・燃料電池の初期段階の普及が円滑に進むよう内閣官房に設置された「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」において、昨年10月に安全性の確保を前提とした規制の再点検スケジュール等を取りまとめた。</p>   | <p>・昨年10月、包括的な規制の再点検をとりまとめたことを受けて、昨年12月2日には当省を含め政府全体で5台の燃料電池自動車の率先導入を世界に先駆けて行った。<br/>・これにより、自動車メーカーによる技術開発の加速化を促すとともに、我が国が燃料電池の実用化・普及に向け、積極的な取り組みを行っていることを国内外に発信することができた。</p>   | <p>・燃料電池の基本性能の向上<br/>・高効率化、低コスト化、耐久性の向上など<br/>・燃料開発と燃料供給インフラの整備<br/>・基準、標準等のソフトインフラの整備(規制の見直しを含む)<br/>・社会的受容性の向上<br/>など</p>   | <p>①燃料電池自動車、住宅用等定置用燃料電池の開発、普及を促進するため、産学官の適切な役割の下、戦略的技術開発、実証試験、基準・標準等整備事業、普及啓発等の関連施策の強化を図る。<br/>②民間が行う水素の安全対策技術の開発を支援し、規制の再点検プロセスに貢献することを旨とする。<br/>③関係省庁連絡会議に定められた包括的な規制の再点検のスケジュールに沿って、平成17年を中途に検討を着実に進めていく。</p>   |
| <p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度、日本の文化の産業化を推進する。</p>   | <p>経済産業省<br/>文部科学省</p> | <p>・「コンテンツ流通促進検討会の開催」コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。<br/>・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が可能となるような環境整備について議論を行った。<br/>(平成14年度中に提言とまとめ)<br/>・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。</p> | <p>・放送番組等の作成等に係る下請取引を規制対象に追加すること等を柱とした「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出。<br/>・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。<br/>・「対中官民合同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。</p> | <p>・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたりターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを發揮できない状況。<br/>・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。<br/>コンテンツ産業の発展、国際競争力強化は、コンテンツ産業自体の付加価値増、雇用拡大のみならず、観光、製造業等を含む我が国の「ブランド価値」向上に資するものである。こうした認識から、コンテンツ産業の海外展開の強化、東京映画祭等各種イベントの有効活用により、「ジャパン・ブランド」価値の向上を図る。</p> | <p>③関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。<br/>③総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。<br/>③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。<br/>③東京国際映画祭を頂点とする地方を含む国内映像イベントの再編・強化を図り、ブランド力の強化、観光・製造業等他産業との連携強化を行う。<br/>③国内コンテンツ産業による海外展開を拡大するため、JETRO等も活用し、見本市機能の拡充、海外進出等に対する支援策の創設を図る。<br/>③イベント、見本市などの活用によるコンテンツ産業をコアとした「ジャパンブランド」の確立を含む総合的な海外展開支援策を講じる。</p> |

|  |              |  |  |   |  |
|--|--------------|--|--|---|--|
| <p>関係府省は、平成14年度から、人材育成、映像やコンテンツの流通市場の構築、知的財産権保護等の推進を通じて、ゲームソフト、アニメーション、放送ソフト等コンテンツ産業を育成する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・「コンテンツ流通促進検討会の開催」 コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。<br/>         ・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が可能となるような環境整備について議論を行った。<br/>         (平成14年度中に提言とりまとめ)<br/>         ・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」 著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。<br/>         ・コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。</p> | <p>・放送番組等の作成等に係る下請取引を規制対象に追加すること等を柱とした「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出。<br/>         ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。<br/>         ・「対中官民合同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部に海賊版取締り強化の働きかけを行った。<br/>         コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。3DCGなど高度な技術を活用した優れた作品とともに、優秀なクリエイターを創出した。</p> | <p>・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたリターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを発揮できない状況。<br/>         ・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。<br/>         ・コンテンツ産業は、ひとつのコンテンツを様々な形で戦略的に活用することにより、その経済的価値が飛躍的に拡大する特質がある。こうした戦略的活用を行うためには、コンテンツ産業の足腰の強化としてのクリエイターの育成はもとより、関連法制(著作権法、契約法など)、資金調達手法、海外との取引実務などの知識・ノウハウといったプロデュース機能をもった人材(プロデューサー)が不可欠。<br/>         また、ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある一方、優れたクリエイターの実現する技術的ボトルネックにより、新しいコンテンツビジネスが進展していない。<br/>         ・こうした認識の下、プロデュース機能の知識・ノウハウを体系化するとともに、具体的な人材育成手法を策定するとともに、技術的課題への対応を図り、クリエイションがビジネスに結びつき、クリエイターに利益が還元され、優れたコンテンツが生み出され続ける環境を整備することが重要。</p> | <p>①関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。<br/>         ②総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。<br/>         ③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。<br/>         ④プロデュース機能強化のための基盤整備を行う。エンタテインメント関連法制、資金調達手法、マーケティング手法、資金管理手法、海外との取引の実務などを盛り込んだ具体的なプロデューサー育成のためのプログラムを策定するとともに、実験的に当該プログラムをいくつかの機関で実施し、さらにその評価を行う。<br/>         ⑤ブロードバンドコンテンツの流通拡大を目指すとともに、クリエイターの斬新なアイデアを実現するため、配信技術、セキュリティ技術などブロードバンド事業参入の技術的課題について制作支援、事業化支援を行う。<br/>         ⑥スキルスタンダードの設定、国内表彰制度の再編などを含む体系だったクリエイション機能強化プログラムを策定する。</p> |
|--|--------------|--|--|---|--|